

船町 まちづくり 通信

No.5 2010年6月発行



船町まちづくり協議会

船町地区
田園まちづくり計画
作成をめざして

2年めの活動がスタートしました！

船町地区まちづくり協議会は、「田園まちづくり計画」の作成をめざして、昨年から活動を続けています。5月29日（土）夜、新しいメンバーも加わり、今年度の最初の活動となる第6回協議会を開催しました。これまでの活動内容やまちづくりの方針（案）・まちづくり構想図（案）を確認しようとともに、特別指定区域の指定をめざして、個々の土地や建物の活用に関する意向調査（第2回アンケート）の内容などについて協議しました。

船町の将来（概ね10年後）の姿を示すために、大まかな土地の利用の仕方を定めます。

今年度の活動として

特別指定区域に指定されると、市街化調整区域の厳しい建築制限が一部緩和されます。

★**地区土地利用計画**や**特別指定区域**を検討し、案を作成します。

そのため、個々の土地や建物の活用に関する意向調査（第2回アンケート）を実施しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

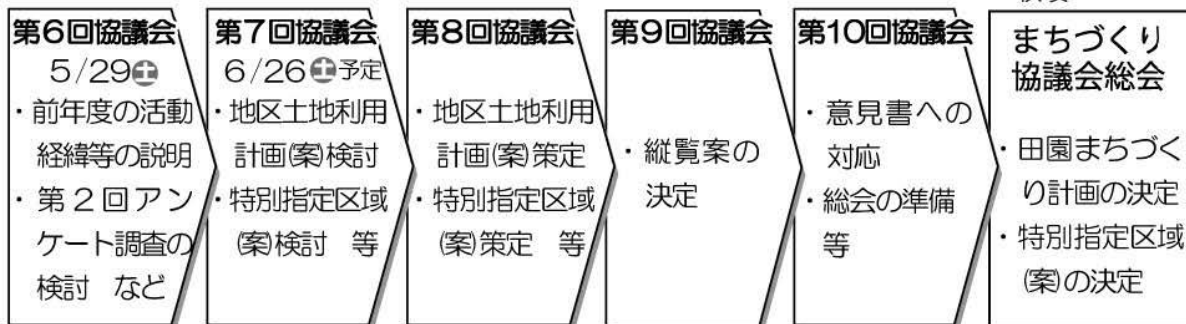
★案がまとまれば、**まちづくり協議会の総会で承認**いただき、市に提案し、市の手続き（開発審査会や都市計画審議会）に移ります。

<<今年度の大まかな活動スケジュール>>

協議会の活動

・市の手続き

- ・特別指定区域の告示・縦覧
- ・特別指定区域の案指定申出
- ・田園まちづくり計画の認定



第2回意向調査の実施

計画案の縦覧
公会堂等で2週間行われます

連絡先：船町地区まちづくり協議会





船町地区の田園まちづくり計画とは

私たちの住む船町地区は、加古川市の都市計画で「市街化調整区域」（豊かな自然環境や農業などを守るために無秩序な市街化を抑制する区域）に指定されています。

そのため、日常生活に必要な施設や農家用住宅、農業用倉庫などを除き、原則として住宅の建築や宅地開発は制限されています。

船町地区では、地域の活力を高めるため、「田園まちづくり制度」により、田園まちづくり計画を作成し、地域の取り組みに必要な建築物が許可されるよう、「特別指定区域」の指定をめざしています。



特別指定区域には 下記の10種類があります

主なものとして

①地縁者の住宅区域	小学校区＋隣接大字に通算して10年以上居住した人が新たに土地を取得して住宅を建てることができます。	①は集落等で指定しますが、②は個々の敷地単位で指定します。
②新規居住者の住宅区域	地縁者に限らずだれでも住宅の建築が可能になります。	

その他

- | | |
|---------------|----------|
| ③地縁者の小規模事業所区域 | ⑦営農活性化区域 |
| ④駐車場の区域 | ⑧交流促進区域 |
| ⑤既存事業所の拡張区域 | ⑨利便施設区域 |
| ⑥既存工場の用途変更区域 | ⑩鉄道駅前区域 |



特別指定区域の ②新規居住者の住宅区域 を指定するため

土地や建物の活用に関する意向 をアンケートでおたずねします

船町地区の将来を考えた「田園まちづくり計画」とするため、みなさんが現在お持ちの建物、宅地、農地を将来どのように活用しようとお考えなのかをお伺いするため、第2回の意向調査を行うことにいたしました。

ご記入いただける範囲で結構ですので、主旨をご理解の上、回答いただきますよう、ご

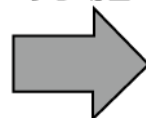
協力をお願いします。回答していただいた内容については、公表せず、一つの資料として活用させていただきます。個人のプライバシーは厳守し、目的外に使用することはありませんので、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

アンケートでおたずねするのは

Q1

あなたの所有されている土地について、売ったり貸したりする意向はありますか？

売ったり貸したりする意向がある場合



Q2

「新規居住者の住宅区域」に指定する意向はありますか？